

小山市長 令和4年11月 定例記者会見

日 時：令和4年11月14日(月)13時～
会 場：市役所 6階 大会議室6a6b

1	開会	
2	市長あいさつ	
3	市長発表内容	頁
(1)	令和4年度「第2回小山市民フォーラム」の開催について ～若者が主役となり、おやまのMIRAIを話します～	1
4	部長発表内容	
(1)	令和4年第5回市議会定例会提出予定議案について	2
(2)	小山市省エネ家電買換えキャンペーン(補助事業)について ～省エネ家電に買換えて電気使用量も地球温暖化ガス排出も減らそう～	3
(3)	小山市エネルギー価格高騰対策事業の実施について ～原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者を支援します～	6
5	閉会	

記者会見資料

総合政策部 シティプロモーション課

1. 件 名

令和4年度「第2回小山市民フォーラム」の開催について
～若者が主役となり、おやまの MIRAI を話します～

2. 要 旨

「小山市民フォーラム」は、市民参加型まちづくりを進めるため、市民の皆さんと市長が意見交換を行い、市民の皆さんのご意見を市政に反映させるものです。

今回の討論テーマは「おやま MIRAI 若者会議～For Better Oyama～」とし、小山にお住まいの方や通勤、通学などでおやまに通う方などのうち、30歳未満の若者を対象に10月3日(月)から28日(金)までの間、アンケートへの協力及び参加を呼びかけ、下記のとおり開催いたします。

3. 内 容

- (1) テーマ 「おやま MIRAI 若者会議」
～For Better Oyama～
- (2) 日 時 令和4(2022)年11月 26日(土)午後 2 時～(5 時頃終了予定)
- (3) 会 場 小山市役所6階大会議室 小山市中央町 1-1-1
- (4) 対 象 市内に在住・通勤・通学している高校生以上30歳未満の方
- (5) 参加者 39人
- (6) 会 議 ワークショップ形式でのグループワーク、グループ発表後、意見交換

4. その他

- ・テレビ小山で録画放送するため、発言時等に映る可能性があります
- ・意見交換の様子をご覧になりたい方は傍聴が可能です
- ・開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施いたしますが、感染状況により、中止や延期となる場合があります

令和4年第5回市議会定例会提出予定議案総括表

○議 案 22件（議案第74号～95号）

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・ 補正予算に関するもの | 6件（74号～79号） |
| ・ 条例に関するもの | 6件（80号～85号） |
| ・ 指定管理者の指定に関するもの | 5件（86号～90号） |
| ・ 一部事務組合規約の変更に関するもの | 1件（91号） |
| ・ 市道路線の認定・廃止に関するもの | 1件（92号） |
| ・ 建設工事請負契約の変更に関するもの | 1件（93号） |
| ・ 財産の取得に関するもの | 1件（94号） |
| ・ 人事に関するもの | 1件（95号） |

○報 告 1件（報告第12号）

- | | |
|-----------------|---------|
| ・ 専決処分の報告に関するもの | 1件（12号） |
|-----------------|---------|

記者会見資料

市民生活部 環境課

1. 件 名

小山市省エネ家電買換えキャンペーン(補助事業)について
～省エネ家電に買換えて電気使用量も地球温暖化ガス排出も減らそう～

2. 内 容

市は、電気料金の高騰による家庭での料金負担の軽減及び地球温暖化ガスの削減を図るため、国の原油価格・物価高騰等対応に係る「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、電力を消費する古い家電から省エネルギー家電に買換えた市民に補助金を交付いたします。

(1) 補助金事業名

小山市省エネ家電買換えキャンペーン

(2) 対象家電製品

下記の製品のどちらか 1 台

- ・統一省エネラベルの★の数が旧基準で4つ以上、新基準で3つ以上のエアコン
- ・統一省エネラベルの★の数が3つ以上の冷蔵庫

(3) 補助の条件

下記のいずれにも該当すること

- ・小山市内の事業者から購入した新品
- ・1 台あたりの本体購入額(税抜)が 15 万円以上
- ・令和4(2022)年10月14日～令和5(2023)年2月15日に購入した製品
- ・市税に滞納の無い世帯

(4) 補助金額

一律 30,000 円

(5) 申請期間及び限度

- ・令和4(2022)年11月1日～令和5(2023)年2月15日
- ・1 世帯につき1回限り(エアコン又は冷蔵庫どちらか 1 台のみ)

(6) 事業規模

30,000,000 円 (30,000 円/件 × 1,000 件)
(予算上限に達した場合、事業を早期終了させていただきます)

(7) 添付資料

別添「省エネ家電買換えキャンペーン」をご参照ください

省エネ家電買換えキャンペーン

電気料金の高騰による家庭での料金負担軽減及び温室効果ガスの削減、市内事業者応援のため、省エネルギー効果の高い家電製品への買換えを支援するキャンペーンです。個人向けのキャンペーンとなりますので、法人や個人事業主、業務用家電は対象外となります。

対象品



エアコン



★4以上

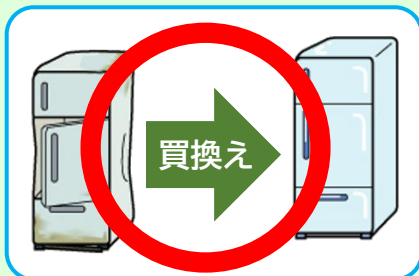
2022年9月前基準 ★4つ以上
(2022年10月以降基準 ★3つ以上)

どちらか
1台

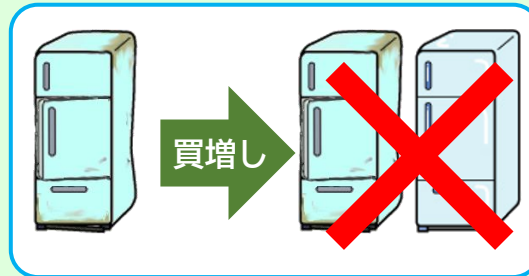
冷蔵庫



★3以上



対象は
買換え
製品のみ



上記対象の機器**本体1台**の税抜き購入金額が**15万円以上**の省エネ家電を
自宅に設置し、申請した世帯に **30,000円** を補助します

※ 市税に滞納が無く、申請者の住民票住所で使用する家電を購入した世帯が補助対象となります

購入対象期間

2022. 10/14(金) ~ 2023. 2/15(水)

申請受付期間

2022. 11 /1(火) ~ 2023. 2/15(水)

※ 予算の上限に達し次第、受付を終了いたします



申請は1世帯1回まで。エアコンまたは冷蔵庫 のどちらか 1台限り

【申請書に必要な書類】

- (1) 小山市省エネ家電買換え費補助金交付申請書兼請求書
- (2) 本体購入価格が分かる領収書又はレシートの写し
- (3) 対象製品の保証書の写し
- (4) 省エネ家電製品の省エネ基準が分かるカタログ等の写し
- (5) 買換え前の製品の家電リサイクル券の写し
- (6) 購入製品設置に係る証明書(取付工事注文書・配送注文書等)

ご購入の際は、詳細をよくご確認の上、ご自宅に適した製品をお選びください。栃木県が実施している「省エネ家電購入応援キャンペーン」サイトにて該当製品をご確認いただけます。

【申請書提出・お問合せ先】

小山市 環境課

TEL 0285-22-9288

よくある質問 FAQ

Q. 申請方法について教えてください。

A. 申請書兼請求書に添付書類（表面参照）を添え、下記の方法で提出してください。電子申請は行っておりません。

①小山市環境課窓口を持参（代理者による提出可）

②小山市環境課まで郵送（必要書類が不足していた場合は受理できません）

※①、②いずれも環境課に届いた時点で予算上限に達している場合は受理できませんのでご了承ください

Q. 栃木県の「省エネ家電購入応援キャンペーン」と重複して補助金を貰えますか？

A. 重複できます。ただし、制度が異なるのでご注意ください。

事業主体	小山市	栃木県
対象製品	・エアコン（旧基準★4以上、新基準★3以上） ・冷蔵庫（★3以上）	・エアコン（旧基準★4以上、新基準★3以上） ・冷蔵庫（★3以上） ・LED照明器具（★4以上）
対象経費	対象製品1台の本体購入費用（税抜）が15万円以上	対象製品の本体購入費用（税抜）合計が5万円以上から段階性
申請限度	1世帯につき1製品のみ1回限り	1人につき1回限り
支援内容	一律3万円を申請者口座に振込	対象経費に応じてキャッシュレスポイント付与又は商品券贈与
対象事業者	小山市内の家電取扱い事業者	栃木県内のキャンペーン登録事業者
問合せ先	小山市環境課 TEL 0285-22-9288	『とちぎ省エネ家電購入応援キャンペーン』事務局 TEL 028-341-2527

Q. 小山市外の店舗やインターネットでの購入は対象になりますか？

A. この事業は、市内の事業者応援も兼ねていること、また、不正防止を図ることから、市外の店舗やインターネットでの購入は対象外となります。

Q. キャンペーン対象期間前に購入したものは対象になりますか？

A. 対象となりません。対象期間内に購入し、かつ申請した場合に限り対象となります。栃木県のキャンペーンに合わせて、購入期間を設定しました。

Q. 市内で別に暮らしている家族や親せき、友人に贈る家電製品は対象になりますか？

A. 対象となりません。申請者の住民票住所の自宅に設置する家電のみが対象となります。

Q. 早期終了した場合の補正予算措置や来年度の同補助事業の予算措置を行いますか？

A. 国の原油価格・物価高騰等対応に係る「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用していますので、今年度の補正予算や来年度の予算措置はありません。

Q. 統一省エネラベルとは？



A. 家電の省エネルギー性能をわかりやすく星の数で表示したもので、星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。併せて、省エネラベル（目標基準達成率）と年間の目安電気量を表示しています

記者会見資料

産業観光部 工業振興課

1. 件 名

小山市エネルギー価格高騰対策事業の実施について
～原油価格高騰の影響を受けている事業者を支援します～

2. 趣 旨

エネルギー価格の高騰により、経営に影響を受けている事業者の負担を軽減するため、事業の用に供する燃料及び電気の購入に要する経費の一部を補助します。

3. 内 容

【申請期間】

令和4(2022)年 11 月14日(月)～令和5(2023)年1月 31 日(火)

【主な支給要件】

- ・令和3年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営むものであって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小企業者等
- ・市税に滞納がないこと

【支給額】

令和4年4月から12月のうち、任意の連続する3か月間の燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス)及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額の2分の1(下限5万円～上限30万円)

※詳細については、別添のチラシをご覧ください。

小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金

コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、燃料及び電力に係る経費の一部を補助します

交付対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）で、次のすべてを満たすもの ☐ 令和3年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること ☐ 全ての市税に滞納がないこと ☐ 交付経費について、小山市の他の補助制度に基づく補助金を受けていないこと
補助金の額	令和4年4月から12月の任意の連続する3か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス）及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て） 注1：消費税抜きで計算し、上限30万円、5万円に満たないときは交付対象外 注2：LPガスを燃料とするタクシーに使用したLPガスについては交付対象外
必要書類 (※)	①申請書類チェックシート ②交付申請書兼請求書 ③誓約書兼同意書 ④燃料費等の計算表 ⑤燃料費等の支払い金額が分かる書類の写し ⑥法人登記簿謄本等の事業者の情報がわかる書類の写し ⑦市税の滞納していないことが分かる証明書
申請方法	郵送（推奨）又は小山市工業振興課窓口にご持参ください
申請期限	令和5年1月31日（火）当日消印有効
【郵送先・問合せ先】 〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所 工業振興課 企業誘致・工業団地開発推進室 電話 0285-22-9396 fax 0285-22-9256	

(※) ホームページのご案内

小山市ホームページで本補助金を詳しくご案内しています
ホームページから申請書類のダウンロードができます

小山市 工業振興課



「小山市」工業振興課」で検索し
「工業振興課 - 小山市ホームページ」をクリック